

事務連絡  
令和2年3月3日

各関係団体法人 様

国土交通省  
都市局 街路交通施設課

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の特例等に関して、厚生労働省からの情報を下記のとおり整理しましたので、ご連絡いたします。  
貴団体におかれましては、この特例の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等あて周知方ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。  
※内容についてのお問合せは、別添資料中に記載の照会先（厚生労働省）までお願いいたします。

## 記

### 1. 雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金の特例について、従前は「日中間の人の往来の急減により影響を受ける一定の事業主」を対象に、休業計画届の事後提出を可能とするなどの特例が設けられていましたが、2月28日付けの厚生労働省プレスリリース（別添1）のとおり、対象事業主が「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」全般に拡大されております。

### 2. 緊急対応策第2弾で追加予定の特例等について

今般の新型コロナウイルス感染症にかかる小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みが設けられる予定であり、このことについて、3月2日に厚生労働省からプレスリリースされております（別添2）。

以上